

今年も強烈な寒気が続いています。お体にお気をつけてお過ごしください。

3日 節分、4日 立春、11日 建国記念の日、
 14日 聖バレンタインデー、19日 雨水
 平昌オリンピック (9日~25日の17日間)

February 改正情報・案内

① 厚生労働省は、今国会に提出予定の働き方改革関連法案で、中小企業に適用する時期を、時間外労働時間の上限規制は2020年度から、「同一労働同一賃金」は2021年度からと、**1年延期する方針**を固めました。高度プロフェッショナル制度については、従来通り2019年度。法案の審議入りが予算成立後の4月以降となる見通しで、施行までに必要となる労使協定や就業規則、人事・賃金制度の見直し等の準備期間が十分に確保できないためとしています。(1月25日)



岐阜県関市の通称「セネの池」

② **キャリアアップ助成金** H30.4以降、拡充と要件の追加が予定されています。

助成額 () は大企業 有期雇用者を正社員化して6ヶ月経過一人当たり 57万円 (42.7万円)
 生産性要件を満たすと 72万円 (54万円)

<主な変更されるポイント>・・・《正規雇用等転換コース》

拡充 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数が、15人→**20人**

要件追加(1) 正規雇用等へ転換した際、**転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金(※)を比較して5%以上増額していること**

※賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

要件追加(2) 有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が**3年以下に限ること**

注)平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、変更される可能性があります。

※ (労使折半料率) **健康保険 49.6 (愛知) / 1000**、**介護保険 8.25 / 1000**
厚生年金保険 91.5 / 1000 **雇用保険 3 / 1000 (建設業 4 / 1000)**

2. 名言名句

「今日始めなければ、明日には終わらない。」

ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ(ドイツの詩人、劇作家・1749-1832)

3. 法改正前情報ワンポイント ①労災保険料算出に用いる労災保険率を4月改定

<変更された主な業種の料率>単位 1/1000

建築事業 11→9.5、既設建築物設備工事業 15→12、機械器具製造業 5.5→5、

清掃、火葬又はと畜の事業 12→13、卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 3.5→3、

他に特別加入制度において、建設業の一人親方は 19→18、

・建設業の**労務比率**が一部業種で変更されています。機械装置の組立て又は据付けの事業での組立て又は取付けは40%→38%となつています。30年度概算保険料で変更される業種の事業所はご注意ください。

④4月施行! 「改正障害者雇用促進法」のポイント

民間企業の雇用障害者数が過去最高に昨年12月12日、厚生労働省より「平成29年 障害者雇用状況

の集計結果」が発表され、民間企業における雇用障害者数（49万5,795人、前年比4.5%）、実雇用率（1.97%、前年比0.05ポイント上昇）がともに過去最高を更新しました。改正のポイントは以下の通り。

（1）法定雇用率の引上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられていますが、その率が、民間企業については現行の「2.0%」から「2.2%」に引き上げられます。

また、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が「従業員50人以上」から「従業員45.5人以上」に変更されます（短時間労働者は1人を0.5人としてカウント）。※平成33年4月までに「2.3%」へ引上げ予定

（2）法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象は、これまで「身体障害者」および「知的障害者」に限られていましたが、新たに「精神障害者」が追加されます。なお、昨年12月に開催された「労働政策審議会障害者雇用分科会」において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案が示され、精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法に以下の特例措置が設けられることが明らかになりました。

【特例措置の内容】

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇い入れられた者等については、1人をもって1人とみなす（現行は1人をもって0.5人とみなしている）こととする。



岐阜県美濃市 旧名鉄美濃駅 保存されている駅と車輛

4. 統計・情報

① 内閣府が公表した「日本経済2017—2018」（ミニ白書）によると、2004年から2016年にわたり40歳以上の転職では賃金が常に減少していることがわかった。29歳以下ではほぼ全期間で賃金が増えており、白書では年齢が転職後の賃金上昇率を大きく左右していると指摘している。2016年の転職者数は7年ぶりに300万人を超え、306万人となっている。（1月21日）

② 政府が「高齢社会対策大綱案」を示し、公的年金の受給開始年齢について、受給者の選択により70歳超に先送りできる制度の検討を盛り込んだことがわかった。厚生労働省が制度設計を進めたうえで2020年中の法整備を目指す考え。（1月18日）

③ 厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」は、医師の負担を軽減するための緊急対策の骨子案をまとめた。検査や入院の説明、服薬指導や診断書の代行入力といった業務は原則として医師以外が行うこととし、出退勤時間的確な把握や36協定の点検、女性医師の柔軟な働き方の支援、当直明けの負担を減らす退勤時刻の設定なども盛り込まれた。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei.html?tid=469190>

④ 厚生労働省は、国民健康保険の保険料について、2018年度から、年間の支払上限額を4万円引き上げ、77万円にする（現在は年73万円。平均年収1,070万円以上の人を対象）ことを明らかにした。一方、年収1,000万円を下回る中所得層の保険料は引き下げる。（1月10日）

⑤ ホンダの子会社「ホンダカーズ千葉」（千葉市）の男性店長（当時48歳）が自殺したのは長時間労働などが原因だとして、遺族が同社を相手に損害賠償など約1億3,600万円を求めた訴訟は、千葉地裁（小濱浩庸裁判長）で和解が成立した。同社が遺族に謝罪し、損害賠償金を支払う。金額は非公表。（1月17日）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

子供の頃、冬の登校時の朝にバケツなどに氷が張ったときには割ったりして遊んだ記憶があり、冬の朝の「氷が張る」のは普通だったような気がします。80年代後半から言われ始めた「地球温暖化」で「暖冬」が普通になってしまった近年ですが、反して今年の寒さは厳しいです。インフルエンザも流行していますので、体調にお気をつけてください。

4年に1度のオリンピック！今月の9日から平昌で冬季オリンピックが始まります。前回のソチオリンピックでは、「浅田真央選手のフィギュアスケート」「モーグルスキーの上村愛子選手」の全力を出し切った姿に、感動の涙を覚えました。金メダルが取れなくとも、記録ではなく「記憶に残るシーン」でした。

今回は、地元の選手であるフィギュア男子の宇野昌磨選手と、モーグル男子の堀島行真選手に金メダルを期待したいです。でも、とにかくその思いきりの良い「滑り・演技に感動したい!!!」です。（S）